

個人付番されている既存の番号制度について
(税務に利用する視点からの整理)

	住民票コード	基礎年金番号
根拠規定	・ 住民基本台帳法	・ 国民年金法施行規則【改正後：国民年金法】 ^注
付番機関	・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	・ 社会保険庁【改正後：厚生労働大臣】 ^注
付番対象者	・ 居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 <li style="padding-left: 20px;">未加入問題への対応 <li style="padding-left: 20px;">併給調整の適正化 <li style="padding-left: 20px;">行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)
留意点	固有性の観点	・ 我が国で唯一、すべての住民に対し1対1の付番が完了している。
	可視性の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。 ・ 住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金制度未加入者が付番されていない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金手帳等に番号が記載されている。 ・ 現状においては、民間事業者が、基礎年金番号の告知を求めることは、法令上規制されていない。 <p>【改正後：年金事業者を除き、基礎年金番号の告知を求めることが法律上禁止される。】^注</p>

(注) 「改正後」は、社会保険庁改革関連法(平成19年6月30日成立)による改正後のものであり、平成22年1月1日から施行の予定。

資料情報の範囲の見直しの必要性

- 「番号制度」の導入により、税務当局に提出される資料情報について、名寄せの効率性、正確性が高まり、所得把握の精度が向上。
- これと併せて資料情報の範囲を見直すことにより、一層確実な所得把握が可能となる。

